

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東温市長 加 藤 章

市町村名 (市町村コード)	東温市 (38215)	
地域名 (地域内農業集落名)	滑川地区 (滑川下、滑川中、滑川上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内には中心経営体となり得る認定農業者もおらず、後継者の確保が急務である。
中山間地に位置し、耕作条件が悪く、圃場も分散している地区であり、個々の農家によりなんとか営農が継続されているものの、高齢化と人口減少が急速に進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

無人販売所「ほぼ滑川」で野菜・シキミの販売を地域一体となって取り組むことで、収益確保と営農意欲の維持に繋げている。今後も取組を継続していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域については具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
Iターン、Uターン等による新たな担い手や、定年退職後の就農者へ農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が遅れている地区である。中山間地なため狭小不整形な農地が多く、圃場も分散している。新たな担い手の確保・育成は非常に困難であり、個々の農家が小規模経営を続けている。今後基盤整備に取り組む意向はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
Iターン、Uターン等による新たな担い手の確保が必要。また、定年退職後の地元出身者の就農や地元農家の子弟の就農を地域で支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状としては特段の取組に至っていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--